

身体障害者手帳に貼付されている顔写真が古くなったことを理由に手帳の再交付が可能であることを周知してほしい

【申出要旨】

身体障害者が、身体障害者であることを理由とする各種援護措置を受ける場合、身体障害者手帳の提示を求められる。

しかし、身体障害者手帳には有効期間がなく、障害の程度の変更等を理由とする再交付申請をしないと、手帳に貼付されている顔写真が古いものとなってしまい、手帳を提示しても本人確認ができず不審に思われることがある。

市役所に問い合わせたところ、申請により新しい顔写真を貼付したものを再交付するとのことであったが、このことを知っている者は少ないと思われるので、もっと周知してほしい。

【説明】

1 身体障害者手帳

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条において、「身体障害者とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」（注）とされている。

したがって、身体障害者手帳は本人が身体障害者であることを証明する書類とされ、身体障害者であることを理由とする各種援護措置を受ける場合には、その提示を求められる。

また、身体障害者手帳は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省令第 1 号）第 4 条において本人確認書類とされており、運転免許証、旅券等を所持しない身体障害者にとって、1 点で本人確認が可能な本人確認書類としても利用される。（顔写真のない本人確認書類については、2 点の提示を求められる。）

愛知県における身体障害者手帳の所持者数は、平成 18 年（216,258 人）から平成 22 年（235,617 人）の間に 9 ポイント（19,359 人）増加している。

（注）18 歳未満の者は、身体障害児とされ、15 歳未満の者は、その保護者（親権者等）が本人に代わって身体障害者手帳の交付を申請することとされている。

表 1 愛知県における身体障害者手帳の所持者数の推移

年次	視覚障害	聴覚・平衡障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成 18 年	15,166(100)	16,880(100)	2,381(100)	118,988(100)	62,843(100)	216,258(100)
平成 19 年	15,142(100)	16,963(100)	2,445(103)	120,925(102)	64,570(103)	220,045(102)
平成 20 年	15,176(100)	17,180(102)	2,519(106)	123,366(104)	66,840(106)	225,081(104)
平成 21 年	15,187(100)	17,491(104)	2,533(106)	125,492(105)	68,548(109)	229,251(106)
平成 22 年	15,112(100)	17,848(106)	2,616(110)	128,961(108)	71,080(113)	235,617(109)

(注) () 内は、平成 18 年の数値を 100 とする指数。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）において、障害者とは身体障害のほか、知的障害、精神障害（発達障害を含む）とされ、国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。

知的障害については、厚生事務次官通知（「療育手帳制度について」昭和 48 年 9 月 27 日付け発児第 156 号）に基づく療育手帳が、精神障害については精神保健及び精神障害者福祉法（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳が交付されており、身体障害者手帳と同様に顔写真を貼付することとされている。

しかし、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とも、障害の程度について原則として 2 年ごとに判定を受けることとされているため、貼付されている顔写真が古くなることはない。

2 身障者手帳の再交付

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 10 条において、都道府県知事は、①身体障害者手帳交付時に比べて障害の程度に変化があった場合、②身体障害者手帳を破り、汚し、失った場合には、申請により身体障害者手帳を再交付することとされており、貼付されている顔写真が古くなったことによる再交付については規定していない。

しかし、厚生労働省は、昭和 30 年 9 月の北海道知事の「・・・手帳貼付の写真と現在の容ぼうと相当変わっている者があるので、写真を更新せしめる必要と思われるので、その要否如何。・・・」との照会に対し、「・・・年数の経過等により、容貌が著しく変化して、その写真によって本人を認識することが困難になった場合には、本人に対し、新たな写真の提出を求めることが適当。・・・当分の間、居住地等の変更の手續に準じる等、適宜措置して差し支えないこと。」（昭和 31 年 2 月 1 日付け社発第 64 号）と回答している。

3 市町村における身体障害者手帳に貼付した写真の更新状況

(1) 抽出した愛知県内 8 市における再交付の状況等

今回、①政令・中核市（4）、②それ以外の市（4）の計 8 市（注）における身体障害者手帳に貼付されている顔写真が古くなったことを理由とする手帳の再交付の実施状況について事情聴取した。

事情聴取した 8 市とも、希望があれば毀損等の扱いとして手帳の再交付を行うとしているが、顔写真の交換が可能であることを「周知している」としたのは 1 市のみであった。

その 1 市の周知方法は、市窓口において各種援護施策の申請のため身体障害

者手帳の提示を受ける際に、当該手帳に貼付された顔写真が古いものであった場合、「新しい顔写真を貼付して再発行できる」旨を声掛けしてするもので、①手帳交付時における文書（しおり、ガイドブック等）や口頭による説明、②ホームページ等による周知を行っている市はない。

なお、8市のうち1市は、身体障害者手帳保持者から「駅員等から写真を新しいものに更新するよう言われた。」という声を聞いている。

表2 調査対象市における身体障害者手帳貼付の顔写真の更新手続

区 分			該当市数 (%)
① 顔写真の更新の実施状況	実 施		8 (100)
	未実施		0 (0)
② ①を実施している場合の周知	周知している	手帳交付時文書に記載	0 (0)
		手帳交付時文書に口頭で説明	0 (0)
		市のHPに掲載	0 (0)
		その他	1 (12.5)
	周知を行っていない		7 (87.5)

(注) 身体障害者手帳の交付・再交付は、原則として都道府県知事が行うこととされているが、政令市、中核市に居住する者については、これら市長に申請し、市長が交付することとされている。

(2) 愛知県内市町村におけるホームページでの掲載状況

愛知県内 54 市町村（前記(1)の8市を含む）のうち、ホームページで身体障害者手帳を再交付する事由として「写真を交換したい場合」、「写真の交換」を掲げているのは4市である。

これら4市がこのような掲載をするに至った経緯を確認することはできなかったが、A市では現状について以下のように説明している。

- ① 身体障害者手帳には有効期間がなく、幼児期に交付を受けた方の中には当時の顔写真のままの手帳を保持している方もいる。
- ② 顔写真を交換するための再交付申請は半年に1件程度はあるが、運転免許証を所持する場合は、これを本人確認書類として使用するケースが多いことから推察すると、身体障害者手帳の他に顔写真付きの本人確認書類がなく、写真が古くなっていることを指摘された方と思われる。

表3 愛知県内市町村のホームページでの掲載状況

掲載の有無	市 (%)	町村 (%)	計 (%)
有	4 (11)	0 (0)	4 (7)
無	34 (89)	16 (100)	50 (93)
計	38 (100)	16 (100)	54 (100)

掲載の内容	<p>○再交付申請（障害等級の変更、手帳を紛失・破損した場合、写真を交換したい場合）</p> <p>○再交付申請 (1) 障害の追加・障害等級の変更の場合 (2) 手帳のき損、紛失、写真交換の場合</p> <p>○手帳を破損したりなくしたりしたとき/写真を交換したいとき/新しい手帳がほしいとき</p>		
-------	---	--	--

(3) B町（長野県）

B町は、住民の方から「身体障害者手帳に貼付された顔写真が古くなったので更新できるか。」との照会があったことを踏まえ、町のホームページに次のような掲載を行っている。

手帳の写真が、子供の頃に撮った写真だったり古くなってしまった写真などで、今の写真に変更を希望される場合は、新しい写真で手帳の再交付が受けられます。

4 身体障害者手帳保持者の実情

(1) 社会福祉法人C

ア 身体障害者福祉工場と身体障害者入所授産施設を運営していた頃は、全国の障害者を対象としていたため住民票を異動する方もおり、その手続の代行に併せて身体障害者手帳の住所変更等の手続も行っていた。

平成20年4月に就労継続支援A型に移行してからは、入所希望者のほとんどが県内の方になり、住民票異動の代行を行うことはなくなったが、入所希望者には、提出書類に身体障害者手帳の写しを添付してもらっている。

イ これらの手続を行う過程で、先天性の障害をお持ちの方は、かなりの方が幼少期の写真のままであることや、他の方についても顔写真で本人確認が困難な場合や、毀損が著しく文字の判読ができない場合には、再交付を勧めてきた。

ウ 現在、就労している200名程度の障害者のうち100名程度は運転免許証を所持しており、残る100名程度（身体障害者手帳以外の手帳保持者を含む）については手帳が最も利用しやすい本人確認書類と考えられる。

(参考) 社会福祉法人Cは、昭59年4月、社会福祉法人DとE(株)が一体となって、障害者の自立を支援するために組織されたもの。

E(株)は全従業員83名中77名の障害者を雇用し、社会福祉法人Dは、就労継続支援A型（雇用型）（定員80名）、就労継続支援B型（非雇用型）（定員40人）を実施している。

(2) 社会福祉法人 F

当施設は、主に視覚障害の方の就労を支援している。

視覚障害の方は、運転免許証の取得は困難であり、顔写真付きの本人確認書類としては身体障害者手帳が唯一のものとなる方が多いと思われる。

しかし、施設職員である私も知らなかったことから、手帳の顔写真が古くなったことにより、手帳の再交付ができることを知っている方は極めて少ないものと思われ、幼少期の写真のままの手帳を所持している方もみられる。

視覚障害の方については、障害があることは外見上明らかであるので、顔写真が古くても各種援護施策を受ける上での支障はないと思うが、自立後の日常生活（口座の開設、携帯電話やクレジット契約等）での支障を考えると、顔写真の交換が可能であることを周知することが望ましい。

(参考) 社会福祉法人 F は、主に視覚障害者を対象に、①就労移行支援事業（18 名）、②就労継続支援事業（B 型）（80 名）、③生活介護事業（1 日当たり 20 名）、④施設入所支援（32 名）等の事業を行っている。

(3) G 身体障害者福祉団体（平成 25 年 1 月 17 日開催の理事会で意見聴取）

身体障害者手帳に貼付されている顔写真を交換できることが周知されていないため、手帳をとる方がほとんどいないのが現状ではないか。

中には 60～70 歳代になっても子供の頃の写真の手帳を使っている方もいる。（出席した理事の中には、40 余年前に交付された手帳を使っていると話される方もいる。）

運転免許証を持っている方は、これを顔写真付きの身分証明書として使うが、持っていない方は身体障害者手帳を使うことになる。

本人確認が日常的に行われる時代であり、身体障害者が社会生活を営む上で、不審を持たれないような手帳を所持することが必要である。身体障害者が、必要な時に何時でも手帳をとれるように顔写真の交換が可能であることの周知を期待する。

<参考> 出席した理事等（11 名、途中退席 1 名）のうち、役所から顔写真の交換ができることの説明を受けた者は 10 人中 1 人。

5 関係機関の意見

(1) 愛知県健康福祉部障害福祉課

尾張、西三河及び東三河福祉相談センターが、市町村担当者に顔写真の交換が可能であることを説明・周知してきた。

県のホームページでの周知や、市町村担当者会議での周知についての指導・要請を行う余地はあるものとする。

(2) 政令市（障害福祉部障害企画課）

顔写真の交換を理由とする身体障害者手帳の再交付については、従前より個別に相談があった場合に案内してきた。

今後は、市発行の「障害者福祉のしおり」等での案内を検討する。